

平成27年9月定例会

総務委員会説明資料

(その2)

経営戦略部

監察局

出納局

目 次

I 提出予定案件

1 その他の議案等	1
(1) 条 例 案	1

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例（税務課）

ア 改正の理由

地域経済の活性化，地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を推進するため，地方活力向上地域内において特別償却設備を新設し，又は増設した者に対する県税の不均一課税について必要な事項を定める必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 地域再生計画の公示の日（以下「公示日」という。）から平成三十年三月三十一日までの間に，知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（東京都の特別区の存する区域から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業を実施する者に限る。）であって，当該認定の日から同日の翌日以後二年以内に，特定業務施設の用に供する特別償却設備を新設し，又は増設した者について，当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年又は三事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は，通常の税率に次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて得た率とすることとする。

(a) 第一年又は第一事業年度 二分の一

(b) 第二年又は第二事業年度 四分の三

(c) 第三年又は第三事業年度 八分の七

(イ) 公示日から平成三十年三月三十一日までの間に，知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって，当該認定の日から同日の翌日以後二年以内に，特定業務施設の用に供する特別償却設備を新設し，又は増設した者について，当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は，通常の税率に十分の一を乗じて得た率とすることとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に係る申請の方法を定めることとする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。